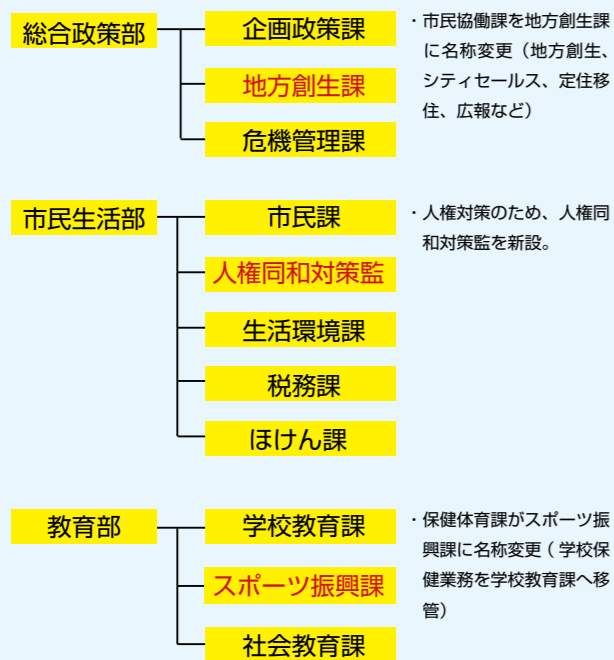


PICKUP2 組織改編

●問 企画政策課 ☎ 23-0456

◆平成28年度組織（改編部分のみ抜粋）



**地方創生の推進目指し 組織の一部が変更されます**

地方創生やてななど総合戦略を推進するため、4月から市役所の組織の一部が変更されます。

4月からの組織改編で、総合政策部の市民協働課が「地方創生課」に名称変更され、定住促進やシティセールスのほか、地方創生、広報などの業務を行います。

また、市民生活部に「人権同和対策監」が新設、教育部の保健体育課が「スポーツ振興課」に名称変更されます。

●問Ⅱ 地方創生課（TEL23・1148）、人権同和対策監（TEL23・1141）、スポーツ振興課（TEL22・7911）

PICKUP3 中心市街地活性化

●問 商工観光課 ☎ 23-1174

◆実施予定事業（抜粋）

- 市街地の整備改善**
  - ・小林駅に地域観光交流センターを整備
  - ・駐車場を整備
  - ・観光こぼやしアプリを開発
- 都市福祉施設の整備**
  - ・江南跡地に子育て支援施設などを整備
  - ・生涯学習施設などを設置
- まちなか居住の推進**
  - ・江南跡地にファミリー賃貸住宅を整備
- 経済活力の向上**
  - ・江南跡地を中心に商業施設や宿泊施設などを誘致
  - ・地域資源を活用した新商品を開発
- 公共交通機関の利便性増進**
  - ・まちなか回遊バスを運行

**市中心市街地活性化基本計画が 内閣総理大臣の認定を受ける**

中心市街地活性化基本計画が3月15日、内閣総理大臣から認定を受けました。4月から計画に基づき、事業を進めていきます。

市では、「小林市中心市街地活性化基本計画」を策定し、3月15日、内閣総理大臣の認定を受けました。この認定により、国からの支援を受けられ、活性化に向けた事業が円滑に進められます。

計画のコンセプトは「『ひ」と『もの』『かね』『ちえ』地域資源を総動員した中心市街地活性化」。期間は、平成28年4月から5年間で、「安定した雇用を創る」、「新しい人の流れを創る」、「快適に暮らせるまちを創る」などを目指し事業を進めていきます。

PICKUP1 新庁舎建設

●問 管財課 ☎ 23-0222



新庁舎建設の工事が始まります  
平成29年6月に完成予定

新庁舎の建設工事が4月から始まります。工事に伴い、駐車場の縮小や庁舎間の道路の通行止めなどにご協力をお願いします。

事業費は総額約35億円  
小林市の木材を使用します

新庁舎の建設期間は平成29年6月までとなっています。その後、7月に引越し、8月から10月にかけて現庁舎を解体する予定です。4階建ての行政棟と3階建ての議会棟の2つからなり、議会棟は公共建造物として珍しい木造建築物。行政棟も市産木材を活用し、地域経済に貢献します。総事業費は約35億円です。

駐車場の一部が変更  
庁舎間の道路も通行止めに

新庁舎建設にあたり、駐

車場が下図の緑の部分に変更となります。公用車駐車場も開放しますが、台数が66台と少なくなります。

赤色の部分は新庁舎の建設予定地で、赤の点線で囲まれている部分は工事のため入れなくなる部分です。そのため新議会棟と新行政棟の間の道路が通行止めになります。それに伴い、駐車場への出入り口が2カ所になりますのでご注意ください。

また、現庁舎と福祉事務所の渡り廊下を新設しました。市民の皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

